

事業所設置手続 ハンドブック

(2025 年度版)

下 関 市 産 業 振 興 部
産 業 立 地 ・ 就 業 支 援 課

～企業立地ワンストップサービスについて～

本市では、企業立地をご検討中の皆さまのため、工場等の事業所設置に伴う諸
手続を含めた、企業立地に関する相談窓口「企業立地ワンストップサービス」を
実施しています。

このサービスは、皆さまからの事業所設置に伴う関係法令に係る諸手続などの
ご相談を「産業立地・就業支援課」で一元的に承り、市役所内外の関係機関との
事前調整を行ない、迅速かつスムーズな手続を提供するための仕組みです。

この度、ワンストップサービス体制の一環として、事業所設置に係る諸手続や
関係機関を記載した「事業所設置手続ハンドブック」を作成しましたので、ご活
用いただければ幸いです。

下関市産業振興部産業立地・就業支援課

下関市南部町 2 1－1 9 下関商工会館 4 階

TEL 083－231－1357

Fax 083－235－0910

kigyo-s@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

目 次

法令索引（５０音順）	．．．．．P 1～2
1. 土地購入・造成に関するもの	．．．．．P 3
○都市計画法、○都市再生特別措置法	
○都市計画法、○下関市開発行為等の許可の基準に関する条例、○開発許可 ハンドブック（要綱）	
○国土利用計画法	
○公有地の拡大の推進に関する法律	．．．．．P 4
○宅地造成及び特定盛土等規制法	
○景観法、○下関市景観条例、○関門景観条例	
○都市緑地法	
○農地法	
○農業振興地域の整備に関する法律	．．．．．P 5
○海岸法	
○森林法	
○文化財保護法、○山口県文化財保護条例、○下関市文化財保護条例	
○自然公園法、○山口県立自然公園条例	．．．．．P 6
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
○山口県自然海浜保全地区条例	
○下関市環境保全条例	．．．．．P 7
○下関市風致地区内における建築等の規制に関する条例	
2. 建築行為に関するもの	．．．．．P 8
○建築基準法	
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	
○景観法、○下関市景観条例、○関門景観条例（色彩含む）（再掲）	．．．．．P 9
○港湾法	
○労働安全衛生法	
○自然公園法、○山口県立自然公園条例（再掲）	
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（再掲）	．．．．．P 10
○山口県自然海浜保全地区条例（再掲）	
○山口県福祉のまちづくり条例	
○下関市風致地区内における建築等の規制に関する条例（再掲）	
○下関港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	．．．．．P 11
○下関港港湾区域内及び下関港港湾隣接地域内における工事等の規制に関する規則	
○下関港港湾区域内の海岸保全区域内における工事等の規制に関する規則	
○文化財保護法、○山口県文化財保護条例、○下関市文化財保護条例（再掲）	

3. 環境・消防に関するもの	・・・・・・・・・・ P12
○土壌汚染対策法	
○大気汚染防止法	
○水質汚濁防止法	
○瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内法）	・・・・・・・・・・ P13
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	
○騒音規制法	
○振動規制法	
○ダイオキシン類対策特別措置法	
○悪臭防止法	
○浄化槽法	
○下水道法、○下関市下水道条例	・・・・・・・・・・ P14
○消防法	
○石油コンビナート等災害防止法	
○環境影響評価法、○山口県環境影響評価条例	
○P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）	・・・・・・・・・・ P15
○高圧ガス保安法	
○山口県公害防止条例	
○下関市下水道条例	
○下関市火災予防条例	
4. 緑化・景観に関するもの	・・・・・・・・・・ P16
○工場立地法	
○工場立地法の規定に基づく地域準則を定める条例（山口県条例）	
○下関市工場立地法地域準則条例	
○景観法、○下関市景観条例、○関門景観条例（色彩含む）（再々掲）	
○屋外広告物法、○下関市屋外広告物条例（看板）	
○自然公園法、○山口県立自然公園条例（再々掲）	・・・・・・・・・・ P17
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（再々掲）	
5. 水道（工業用水道）・下水道に関するもの	・・・・・・・・・・ P18
○下関市水道事業等の設置等に関する条例、○下関市工業用水道事業給水条例	
○下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、○下関市下水道事業受益者分担金徴収条例、○下関市下水道事業区域外流入に関する受益者分担金徴収条例	
○文化財保護法、○山口県文化財保護条例、○下関市文化財保護条例（再々掲）	P 19
6. その他の届出	・・・・・・・・・・ P20
○電気事業法	
○電波法	

法令索引（５０音順）

あ行

○悪臭防止法	．．．．．P13
○屋外広告物法	．．．．．P16

か行

○海岸法	．．．．．P5
○開発許可ハンドブック（要綱）	．．．．．P3
○環境影響評価法	．．．．．P14
○関門景観条例	．．．P4, 9, 16
○景観法	．．．P4, 9, 16
○下水道法	．．．．．P14
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	．．．．．P8
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	．．．．．P8
○建築基準法	．．．．．P8
○高圧ガス保安法	．．．．．P15
○工場立地法	．．．．．P16
○工場立地法の規定に基づく地域準則を定める条例（山口県条例）	．．．．P16
○公有地の拡大の推進に関する法律	．．．．．P4
○港湾法	．．．．．P9
○国土利用計画法	．．．．．P3

さ行

○自然公園法	．．P6, 9, 17
○浄化槽法	．．．．．P13
○下関港港湾区域内及び下関港港湾隣接地域内における工事等の規制に関する規則	．．．．．P11
○下関港港湾区域内の海岸保全区域内における工事等の規制に関する規則	．．．．．P11
○下関港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	．．．．．P11
○下関市屋外広告物条例（看板）	．．．．．P16
○下関市開発行為等の許可の基準に関する条例	．．．．．P3
○下関市火災予防条例	．．．．．P15
○下関市環境保全条例	．．．．．P7
○下関市景観条例	．．P4, 9, 16
○下関市下水道事業受益者分担金徴収条例	．．．．．P18
○下関市下水道事業区域外流入に関する受益者分担金徴収条例	．．．．．P18
○下関市工業用水道事業給水条例	．．．．．P18
○下関市工場立地法地域準則条例	．．．．．P16

さ行

○下関市水道事業等の設置等に関する条例	・ ・ ・ ・ ・ P 18
○下関市下水道条例	・ ・ ・ P 14, P 15
○下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	・ ・ ・ ・ ・ P 18
○下関市風致地区内における建築等の規制に関する条例	・ ・ ・ ・ P 7, 10
○下関市文化財保護条例	P 5, P 11, P 19
○消防法	・ ・ ・ ・ ・ P 14
○振動規制法	・ ・ ・ ・ ・ P 13
○森林法	・ ・ ・ ・ ・ P 5
○水質汚濁防止法	・ ・ ・ ・ ・ P 12
○石油コンビナート等災害防止法	・ ・ ・ ・ ・ P 14
○瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内法）	・ ・ ・ ・ ・ P 13
○騒音規制法	・ ・ ・ ・ ・ P 13

た行

○ダイオキシン類対策特別措置法	・ ・ ・ ・ ・ P 13
○大気汚染防止法	・ ・ ・ ・ ・ P 12
○宅地造成及び特定盛土等規制法	・ ・ ・ ・ ・ P 4
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	・ ・ P 6, 10, 17
○電気事業法	・ ・ ・ ・ ・ P 20
○電波法	・ ・ ・ ・ ・ P 20
○都市計画法	・ ・ ・ ・ ・ P 3
○土壤汚染対策法	・ ・ ・ ・ ・ P 12
○都市緑地法	・ ・ ・ ・ ・ P 4
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	・ ・ ・ ・ ・ P 13

な行

○農地法	・ ・ ・ ・ ・ P 4
○農業振興地域の整備に関する法律	・ ・ ・ ・ ・ P 5

は行

○P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の 促進に関する法律）	・ ・ ・ ・ ・ P 15
○文化財保護法	P 5, P 11, P 19

ま行・や行・ら行・わ行

○山口県環境影響評価条例	・ ・ ・ ・ ・ P 14
○山口県公害防止条例	・ ・ ・ ・ ・ P 15
○山口県自然海浜保全地区条例	・ ・ ・ P 6, P 10
○山口県福祉のまちづくり条例	・ ・ ・ ・ ・ P 10
○山口県文化財保護条例	P 5, P 11, P 19
○山口県立自然公園条例	・ ・ P 6, 9, 17
○労働安全衛生法	・ ・ ・ ・ ・ P 9

事業所等を設置する場合に必要な手続

- ☐ 下関市内で、事業所等を設置する場合に必要な主な手続について記載しています。
- ☐ 事業形態等によっては、この記載以外にも手続が必要な場合がありますので、関係機関へ確認してください。

1 土地購入・造成に関するもの

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先
○都市計画法 ○都市再生特別措置法	・市街化区域・市街化調整区域の確認 ・用途地域・特別用途地区・特定用途制限地域の確認 ・地区計画の確認 ・都市計画施設区域の確認 ・立地適正化計画の区域の確認	窓口 市ホームページで確認	【下関市】 都市整備部 都市計画課 TEL083-231-1932
○都市計画法 ○下関市開発行為等の許可の基準に関する条例 ○開発許可ハンドブック（要綱）	<u>市街化区域内及び区域区分が定められていない都市計画区域内</u>においては1,000㎡以上、その他の区域においては1ha以上の開発行為（建築物の建築等を目的として行う土地の区画形質の変更）をする場合 ※市街化調整区域内では、原則として開発行為はできません。（一定の要件を満たす場合には、例外規定の適用があります。）	事前に市長に申請し、許可が必要です。	【下関市】 都市整備部 建築指導課 TEL083-227-2477
○国土利用計画法	市街化区域では2,000㎡以上、市街化区域外の都市計画区域では5,000㎡以上、都市計画区域外では10,000㎡以上の土地の売買等の契約を締結した場合	契約を締結した日から2週間以内（契約締結日を含む）に届出が必要です。 （旧下関市以外） 各総合支所 建設農林（水産）課 菊川 豊田 TEL083-287-4016 083-766-1054 豊浦 豊北 TEL083-772-4025 083-782-1920	【下関市】 （旧下関市内） 都市整備部 都市計画課 TEL083-231-1360

1 土地購入・造成に関するもの

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先
○公有地の拡大の推進に関する法律	市街化区域では 5,000 ㎡以上、市街化区域外の都市計画区域（市街化調整区域を除く）では 10,000 ㎡以上、都市計画決定された道路などの都市計画施設の区域では 100 ㎡以上の土地の取引をする場合	契約締結前（3 週間前が目安）に市長に届出が必要です。 （旧下関市以外） 各総合支所 建設農林（水産）課 菊川 豊田 TEL083-287-4016 083-766-1054 豊浦 豊北 TEL083-772-4025 083-782-1920	【下関市】 （旧下関市内） 都市整備部 都市計画課 TEL083-231-1360
○宅地造成及び特定盛土等規制法	①施行区域が宅地造成等工事規制区域にある場合 ※都市計画法の開発許可申請を行う場合、同法の許可は不要 ②施行区域が特定盛土等規制区域にある場合	事前に市長に申請し、許可、届出が必要です。	【下関市】 都市整備部 建築指導課 TEL083-227-2477 農林水産振興部 農林水産整備課 TEL083-231-1256
○景観法 ○下関市景観条例 ○関門景観条例	土地の形質の変更、水面の埋立て、干拓等を行う場合	地区ごとの景観形成方針に基づき計画、設計していただき、事前に届出・協議をしてください。	【下関市】 都市整備部 都市計画課 TEL083-231-1225
○都市緑地法	緑地協定の確認	窓口で確認	【下関市】 都市整備部 公園緑地課 TEL083-231-1934
○農地法	【市街化区域内の農地の場合】 農地等転用届出が必要です。 【市街化区域外の農地の場合】 農地等転用許可申請が必要です。	事前に相談してください。	【下関市】 農業委員会事務局 （本局） TEL083-223-6536 （北部支局） TEL083-766-2729

1 土地購入・造成に関するもの

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先
○農業振興地域の整備に関する法律	農用地域区域内において開発行為を行う場合、同地域からの除外等の手続が必要	事前に相談してください。	【下関市】 農林水産振興部 農業振興課 TEL083-231-1250
○海岸法	下関港港湾区域内の海岸保全区域内では、海岸法第7条第1項の規定による占用（海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて海岸保全区域を占用しようとする等）を行う場合及び海岸法第8条第1項の規定による行為（土地の掘削、盛土又は切土等）を行う場合には許可を受ける必要があります。	事前に市長に申請し、許可が必要です。	【下関市】 港湾局 施設課 TEL083-231-4173
○森林法	地域森林計画対象森林内において、開発行為を行う場合 ①1haまで ②1haを超える場合 （太陽光発電施設の設置の場合は0.5haを超える場合）	①30日前までに市長に届出が必要です。 ②事前に知事に許可申請が必要です。	【下関市】 農林水産振興部 農林水産整備課 TEL083-231-1256 【山口県】 下関農林事務所 TEL083-766-1182
○文化財保護法 ○山口県文化財保護条例 ○下関市文化財保護条例	①指定有形文化財、有形民俗文化財又は記念物（史跡・名勝・天然記念物）の現状を変更する場合、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合 ②周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内において土木工事等を行なう場合	①事前に文化庁長官又は県知事又は市教育委員会に申請し、許可が必要です。 ②土木工事等の着手の60日前までに協議調整のうえ、発掘の届出が必要です。	【下関市】 教育部 文化財保護課 TEL083-254-4697 TEL083-252-3867 菊川教育支所 TEL083-287-4026 豊田教育支所 TEL083-766-2101 豊浦教育支所 TEL083-772-2117 豊北教育支所 TEL083-782-1963

1 土地購入・造成に関するもの

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先
○自然公園法 ○山口県立自然公園条例	自然公園内における工場建設、土地の形状の変更する場合など一定の行為を行う場合	事前に知事に許可申請又は届出が必要です。(特別地域は許可、普通地域は届出)	【山口県】 環境生活部 自然保護課 TEL083-933-3060 【窓口】 【山口県】 下関農林事務所 TEL083-766-1182
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内における土地の形状変更、工作物の設置等、区域内の鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合	事前に知事に許可申請が必要です。	【山口県】 環境生活部 自然保護課 TEL083-933-3050 【窓口】 【山口県】 下関農林事務所 TEL083-766-1182
○山口県自然海浜保全地区条例	自然海浜保全地区内における土地の形状の変更、水面の埋立、干拓などの行為を行う場合	事前に知事に届け出が必要です。	【山口県】 環境生活部 自然保護課 TEL083-933-3060

1 土地購入・造成に関するもの

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先
○下関市風致地区内における建築等の規制に関する条例	建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為を行う場合	事前に市長に申請し、許可が必要です。 ※下関市ホームページ等で確認	【下関市】 都市整備部 公園緑地課 TEL083-231-1934

2 建築行為に関するもの

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先
○建築基準法	建築物を建てる場合には確認申請の手続が必要です。 ①建築申請 建築主事又は指定確認検査機関へ確認申請書を提出し、建築基準法等の基準に適合していることについて確認を受ける必要があります。 ②中間検査申請 建築基準法及び下関市が指定した建築物について、指定した工程が終了した段階で、建築主事又は指定確認検査機関の検査を受け、中間検査合格証の交付を受ける必要があります。 ※構造、規模等で中間検査の対象建築物を指定しますので確認してください。 ③完了検査申請 建築物の構築工事が完了した段階で、建築主事又は指定確認検査機関の完了検査を受けてください。 完了検査済証の交付を受けなければ建築物を使用することはできません。 ※仮使用認定申請 完了検査済証の交付を受けるまでに、建築物を使用しようとする場合は、事前に仮使用の認定が必要です。 ※改正建築基準法により、民間の指定確認機関でも確認・検査業務が行えるようになりました。		【下関市】 都市整備部 建築指導課 TEL083-231-1380 (消防署の同意が必要です。)
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	階数が2以上又は、延べ面積の合計が200㎡を超える建築物における新築等を行う場合、所管行政庁又は登録省エネ判定機関に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受け、省エネ適合性判定通知書の交付を受けることが必要です。		
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	建設リサイクル法の対象となる建設工事では届出が必要です。 ①建築物の解体工事 80㎡以上 ②建築物の新築等 500㎡以上 ③建築物のリフォーム等 1億円以上 ④土木工事等 500万円以上	工事着手の7日前までに届出が必要です。	【下関市】 都市整備部 建築指導課 TEL083-231-2065

2 建築行為に関するもの

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先
○景観法 ○下関市景観条例 ○関門景観条例 (色彩含む)	建築物、工作物等の新築、増改築、大規模の修繕・模様替え、外観の過半にわたる色彩の変更等を行う場合	地区ごとの景観形成方針と色彩基準に基づき計画、設計していただき、事前に届出・協議をしてください。	【下関市】 都市整備部 都市計画課 TEL083-231-1225
○港湾法	臨港地区内にある工場又は事業場で、作業場の床面積の合計が2,500㎡以上又は、敷地面積が5,000㎡以上であるものの新設又は増設の場合	工事開始の日の60日前までに港湾管理者に届出が必要です。	【下関市】 港湾局 施設課 TEL083-231-4173
○労働安全衛生法	製造業・電気業・ガス業・自動車整備業・機械修理業で、電気使用設備の定格容量合計が300kw以上のものは、建築物(機械)の設置、移転、主要構造部分の変更の際、届出が必要です。 ※製造業のうち下記は届出不要です。 1. 食料品・たばこ製造業(うま味調味料製造業、動植物油脂製造業は届出必要) 2. 繊維工業(紡績業、染色整理業は届出必要) 3. 衣服その他の繊維製品製造業 4. 紙加工品製造業(セロファン製造業は届出必要) 5. 新聞業・出版業・製本業、印刷物加工業	工事開始の日の30日前までに、労働基準監督署に届出が必要です。	【国】 下関労働基準監督署 TEL 083-266-5476(代)
○自然公園法 ○山口県立自然公園条例	自然公園内における工場建設、土地の形状の変更する場合など一定の行為を行う場合	事前に知事に許可申請又は届出が必要です。(特別地域は許可、普通地域は届出)	【山口県】 環境生活部 自然保護課 TEL083-933-3060 【窓口】 【山口県】 下関農林事務所 TEL083-766-1182

2 建築行為に関するもの

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内における土地の形状変更、工作物の設置等、区域内の鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合	事前に知事に許可申請が必要です。	【山口県】 環境生活部 自然保護課 TEL083-933-3050 【窓口】 【山口県】 下関農林事務所 TEL083-766-1182
○山口県自然海浜保全地区条例	自然海浜保全地区内における建築物その他の工作物を新築、改築、増築を行う場合	事前に知事に届け出が必要です。	【山口県】 環境生活部 自然保護課 TEL083-933-3060
○山口県福祉のまちづくり条例	多数の者の利用に供される施設の新築等を行う場合	工事着手の30日前までに届出が必要です。	【下関市】 都市整備部 建築指導課 TEL083-231-1380
○下関市風致地区内における建築等の規制に関する条例	建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為を行う場合	事前に市長に申請し、許可が必要です。 ※下関市ホームページ等で確認	【下関市】 都市整備部 公園緑地課 TEL083-231-1934

2 建築行為に関するもの

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先
○下関港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	臨港地区内では、建築物その他構築物について規制があります。	確認は、原則として建築確認申請の中で行われます。	【下関市】 港湾局 施設課 TEL083-231-4173
○下関港港湾区域内及び下関港港湾隣接地域内における工事等の規制に関する規則	港湾隣接地域内では、構築物の載荷重規制があります。 港湾隣接地域内では、港湾法第 37 条第 1 項各号に掲げる行為（動力を用いて地下水を採取するための施設等の建設等）を行う場合には許可を受ける必要があります。	事前に市長に申請し、許可が必要です。	
○下関港港湾区域内の海岸保全区域内における工事等の規制に関する規則	下関港港湾区域内の海岸保全区域内では、海岸法第 7 条第 1 項の規定による占用（海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて海岸保全区域を占用しようとする等）を行う場合及び海岸法第 8 条第 1 項の規定による行為（土石を採取すること、施設を新築し、又は改築すること等）を行う場合には許可を受ける必要があります。	事前に市長に申請し、許可が必要です。	【下関市】 港湾局 施設課 TEL083-231-4173
○文化財保護法 ○山口県文化財保護条例 ○下関市文化財保護条例	①指定有形文化財、有形民俗文化財又は記念物（史跡・名勝・天然記念物）の現状を変更する場合、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合 ②周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内において土木工事等を行なう場合	①事前に文化庁長官又は県知事又は市教育委員会に申請し、許可が必要です。 ②土木工事等の着手の 60 日前までに協議調整のうえ、発掘の届出が必要です。	【下関市】 教育部 文化財保護課 TEL083-254-4697 TEL083-252-3867 菊川教育支所 TEL083-287-4026 豊田教育支所 TEL083-766-2101 豊浦教育支所 TEL083-772-2117 豊北教育支所 TEL083-782-1963

3 環境・消防に関するもの

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先
○土壌汚染対策法	掘削部分と盛土部分の合計が3,000 m²以上の土地の形質の変更を行う場合 ※同法第3条、第14条に関するものは別途届出等が必要です。	着手 30 日前までに届出が必要です。 地歴を調査し、特定有害物質の使用履歴があれば、調査命令がでる可能性があります。	【下関市】 環境部 環境政策課 TEL083-252-7151
○大気汚染防止法	ばい煙・粉じん発生施設又は揮発性有機化合物排出施設を設置又は変更する場合 水銀排出施設を設置又は変更する場合 ※ばい煙、一般粉じん発生施設については、法の規模要件に該当しない小規模の施設についても、<u>山口県公害防止条例</u>により規制しています。 ※電気事業法に係る場合、事前届出適用除外があります。	設置又は変更（工事着手を含む）の 60 日前までに届出が必要です。	
	建築物の解体・改造・補修工事を行う場合、石綿含有建材の有無の事前調査及び報告が必要です。 ※報告対象となる工事 解体等 80 m²以上 改造・補修等 100 万円以上	解体等工事の着手前に報告が必要です。	
○水質汚濁防止法	公共用水域に水を排出する者で、特定施設を設置若しくは変更する場合、又は有害物質貯蔵指定施設の設置若しくは変更する場合 ※法の規制要件に該当しない小規模の施設についても、<u>山口県公害防止条例</u>により規制しています。	設置（工事着手を含む）の 60 日前までに届出が必要です。	

3 環境・消防に関するもの

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先
○瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内法）	指定区域に所在し、公共用水域へ1日あたり 50 m ³ 以上の水を排出する工場・事業所が特定施設を設置変更する場合	事前に市長に申請し、許可が必要です。（設置の約 90 日前に申請）	【下関市】 環境部 環境政策課 TEL083-252-7151
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	一定規模以上の工場・事業場について公害防止管理者等の選任が必要になります。	届出が必要です。事前に協議をお願いします。	
○騒音規制法	指定地域において特定施設を設置又は追加する場合 ※法の要件に該当しないものでも、 <u>山口県公害防止条例</u> により規制される場合があります。	設置（工事着手を含む）工事開始日 30 日前までに届出が必要です。	
○振動規制法	指定地域において特定施設を設置又は追加する場合	設置（工事着手を含む）工事開始日 30 日前までに届出が必要です。	
○ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設を設置又は変更する場合 ※適用施設・事業場については、年 1 回以上の測定及び報告義務があります。	設置（工事着手を含む）の 60 日前までに届出が必要です。	
○悪臭防止法	指定地域内に事業場を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を遵守しなければなりません。事業場設置にあたり届出は不要です。		
○浄化槽法	浄化槽を設置する場合 ※建築確認申請を行う場合は同申請において浄化槽設置に関する確認を行うため、浄化槽法に基づく届出は必要ありません。	設置（工事着手を含む）の 21 日（型式認定浄化槽は 10 日）前までに届出が必要	【下関市】 環境部 廃棄物対策課 TEL083-252-0978

3 環境・消防に関するもの

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先
○下水道法 ○下関市下水道 条例	公共下水道を使用している者が特定施設を設置又は変更する場合	設置（工事着手を含む）の 60 日前までに届出が必要です。	【下関市】 上下水道局 下水道施設課 （水質係） TEL083-254-4684
	1 日最大汚水量 50 m ³ 以上を下水へ排除する場合 汚水量に関係なく、水質基準に適合しない下水を排除する場合 特定施設の設置者が公共下水道を使用する場合	あらかじめ使用開始届の提出が必要です。	
	公共下水道を使用している者が除害施設を設置又は変更する場合	あらかじめ届出が必要です	
○消防法	建築物等が消防法上の危険物施設に該当する場合	工事着手前までに市長に申請・許可が必要です。	【下関市】 消防局 予防課指導係 TEL083-233-9113
	圧縮アセチレン、液化石油ガス等の貯蔵・取扱いをする場合	事前に消防署長に届出が必要です。	
○石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナート等特別防災区域内に所在する事業所の内、特定のものについて、工場等の新設・変更をする場合	事前に総務大臣等に計画等の届出が必要です。	予防課危険物係 TEL083-233-9118
○環境影響評価法 ○山口県環境影響評価条例	一定の要件に該当する大規模な工場・事業場、発電所（火力、風力、太陽光等）、廃棄物処理施設等の建設（増設も含む）や工業団地の造成、水面の埋立又は干拓等に関する事業等を実施する場合、法及び山口県条例に基づき、環境アセスメントの手続が必要になります。 ※詳しくは、山口県環境政策課のホームページをご覧ください。		【山口県】 環境生活部 環境政策課 TEL083-933-2933

3 環境・消防に関するもの

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先
○P R T R法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)	事業者による化学物質の排出量等の把握	毎年度 6 月 30 日までに前年度排出量等の届出が必要です。	【山口県】 環境生活部 環境政策課 TEL083-933-3034
○高圧ガス保安法	①第1種製造又は貯蔵所を設置する場合 ②第2種製造又は貯蔵所等を設置する場合 ③高圧ガスを販売する場合	事前に許可や届出が必要です。 詳細は、消防保安課へお問い合わせください。	【山口県】 総務部 消防保安課 TEL083-933-2374
○山口県公害防止条例	指定工場、もしくは特定施設を設置する場合	届出や許可が必要です。事前に協議をお願いします。	【下関市】 環境部 環境政策課 TEL083-252-7151
○下関市下水道条例	公共下水道の供用が開始された区域に排水設備の新設等を行う場合	指定工事店を通じて申請書の提出が必要です。	【下関市】 上下水道局 お客さまサービス課 給排水係 TEL083-231-1363
○下関市火災予防条例	①少量危険物及び指定可燃物を貯蔵・取り扱う施設に該当する場合 ②防火対象物の使用開始届 ③炉、厨房施設、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生じる設備又は放電加工機を設置する場合 ④急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備、変電設備又は蓄電池設備を設置する場合 ⑤ネオン管灯設備を設置する場合	事前に消防署長に届出が必要です。	【下関市】 消防局 予防課 TEL083-233-9113

4 緑化・景観に関するもの

法律・条令等	内 容	手 続	問 合 せ 先
○工場立地法 ○工場立地法の規定に基づく地域準則を定める条例(山口県条例) ○下関市工場立地法地域準則条例	敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の規模の製造業等に係る工場を新設又は変更する場合 (1) 生産施設面積の規制 ・業種の区分に応じた敷地面積の 30%～65%以内 (2) 緑地面積の規制 ・区域の区分に応じた敷地面積の 5%～30%以上 (3) 環境施設面積(緑地含む)の規制 ・区域の区分に応じた敷地面積の 10%～35%以上 ※昭和 49 年以前に設置されている工場には緩和措置があります。 ※電気供給業に属する水力、地熱、太陽光各発電所は適用除外	工 事 開 始 日 の 90 日(短縮申請 30 日)前までに届出が必要です。	【下関市】 産業振興部 産業立地・就業支援課 TEL083-231-1357
○景観法 ○下関市景観条例 ○関門景観条例(色彩含む)	建築物、工作物等の新築、増改築、大規模の修繕・模様替え、外観の過半にわたる色彩の変更等を行う場合	地区ごとの景観形成方針と色彩基準に基づき計画、設計していただき、事前に届出・協議をしてください。	【下関市】 都市整備部 都市計画課 TEL083-231-1225
○屋外広告物法 ○下関市屋外広告物条例(看板)	屋外広告物(看板)を設置する場合	許可申請が必要な場合があります。事前に協議をお願いします。	

4 緑化・景観に関するもの

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先
○自然公園法 ○山口県立自然公園条例	自然公園内における工場建設、土地の形状の変更する場合など一定の行為を行う場合	事前に知事に許可申請又は届出が必要です。(特別地域は許可、普通地域は届出)	【山口県】 環境生活部 自然保護課 TEL083-933-3060 【窓口】 【山口県】 下関農林事務所 TEL083-766-1182
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内における土地の形状変更、工作物の設置等、区域内の鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合	事前に知事に許可申請が必要です。	【山口県】 環境生活部 自然保護課 TEL083-933-3050 【窓口】 【山口県】 下関農林事務所 TEL083-766-1182

5 水道（工業用水道）・下水道に関するもの

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先												
○下関市水道事業等の設置等に関する条例 ○下関市工業用水道事業給水条例	契約水量は、基本使用水量決定通知書によるものとし、責任水量制（使用しない場合でも契約水量まで使用したとみなす）を採用しています。 <table><tr><td></td><td>第 1 種</td><td>第 2 種</td></tr><tr><td>基本料金</td><td>基本使用水量 36 円 30 銭/㎡</td><td>基本使用水量 35 円 31 銭/㎡</td></tr><tr><td>特定料金</td><td>特定使用水量 36 円 30 銭/㎡</td><td>特定使用水量 35 円 31 銭/㎡</td></tr><tr><td>超過料金</td><td>超過使用水量 36 円 30 銭/㎡</td><td>超過使用水量 35 円 31 銭/㎡</td></tr></table>		第 1 種	第 2 種	基本料金	基本使用水量 36 円 30 銭/㎡	基本使用水量 35 円 31 銭/㎡	特定料金	特定使用水量 36 円 30 銭/㎡	特定使用水量 35 円 31 銭/㎡	超過料金	超過使用水量 36 円 30 銭/㎡	超過使用水量 35 円 31 銭/㎡	工業用水の受水にあたっては、給水申込み、給水施設設置に関する協議が必要です。	【下関市】 上下水道局 財務経営課 TEL083-231-8754
	第 1 種	第 2 種													
基本料金	基本使用水量 36 円 30 銭/㎡	基本使用水量 35 円 31 銭/㎡													
特定料金	特定使用水量 36 円 30 銭/㎡	特定使用水量 35 円 31 銭/㎡													
超過料金	超過使用水量 36 円 30 銭/㎡	超過使用水量 35 円 31 銭/㎡													
○下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 ○下関市下水道事業受益者分担金徴収条例 ○下関市下水道事業区域外流入に関する受益者分担金徴収条例	公共下水道が新たに整備された区域の土地所有者に対して、土地の面積に応じて、一度だけ負担金・分担金が賦課されます。 ・負担金、区域外流入分担金の額 <table><tr><td>平成 17 年 2 月 12 日において下関市に属する区域</td><td>300 円/㎡</td></tr><tr><td>平成 17 年 2 月 12 日において豊浦町に属する区域</td><td>400 円/㎡</td></tr></table> ・分担金の額 ※平成 17 年 2 月 12 日において <u>豊北町、豊田町に属する区域のみ。</u> 詳細は、北部事務所にお問い合わせください。	平成 17 年 2 月 12 日において下関市に属する区域	300 円/㎡	平成 17 年 2 月 12 日において豊浦町に属する区域	400 円/㎡	①賦課対象区域の公告 ②受益者申告書の送付 ③申告書の提出 ④決定通知書・納入通知書の送付 ⑤納付	【下関市】 上下水道局 お客さまサービス課 （業務係） TEL083-231-1320 北部事務所 （下水道係） TEL083-772-4028								
平成 17 年 2 月 12 日において下関市に属する区域	300 円/㎡														
平成 17 年 2 月 12 日において豊浦町に属する区域	400 円/㎡														

5 水道（工業用水道）・下水道に関するもの

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先
○文化財保護法 ○山口県文化財保護条例 ○下関市文化財保護条例	①指定有形文化財、有形民俗文化財又は記念物（史跡・名勝・天然記念物）の現状を変更する場合、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合 ②周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内において土木工事等を行なう場合	①事前に文化庁長官又は県知事又は市教育委員会に申請し、許可が必要です。 ②土木工事等の着手の 60 日前までに協議調整のうえ、発掘の届出が必要です。	【下関市】 教育部 文化財保護課 TEL083-254-4697 TEL083-252-3867 菊川教育支所 TEL083-287-4026 豊田教育支所 TEL083-766-2101 豊浦教育支所 TEL083-772-2117 豊北教育支所 TEL083-782-1963

6 その他の届出

法律・条令等	内 容	手続	問合わせ先
○電気事業法	・工事着手前 30 日前までに事前届出が必要です。 ①出力 1,000kw 以上のガスタービン発電所 ②出力 10,000kw 以上の内燃力発電所 ③受電電圧 10,000V 以上の需要設備 ・電気主任技術者の選任 (太陽光発電 5,000kw 未満では、産業保安監督部長の承認を得れば外部委託が可能)	経済産業省への届出が必要です。	【国】 経済産業省中国四国産業保安監督部
○電波法	伝搬障害防止区域に建設する場合(高さ 31m 超)	総務省への届出が必要です。	【国】 総務省中国総合通信局